

社会福祉法人信濃福祉職員給与規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人信濃福祉就業規則第 25 条に基づき救護施設旭寮、就労継続支援 B 型事業所あんどわーくの職員の給与に関し定める。

(給与の定義)

第 2 条 この規程で給与とは、職員俸給、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、資格手当、指導員手当、相談員手当をいう。

(給与の支払い)

第 3 条 給与の支払いは、措置費中の事務費の内から支払うことを原則とする。

(支払い方法)

第 4 条 この規程に基づく給与は、現金にて支払うものとする。
職員の給与は、法令の定めのあるもの、職員の過半数を代表するものと協定したものについては、給与から控除することができるものとする。但し、本人の希望により銀行振込により支払うことができるものとする。

第2章 給 与 等

(給与支給)

第 5 条 職員の正規の勤務時間による報酬として、給与を支給する。

(給与表)

第 6 条 職員に適用する給与表は、国家公務員の俸給表を準用する。

(法人代表者による給与号俸の決定)

第 7 条 新任職員給与号俸は、国家公務員の給与表を準用する。

- ② 前項により難い職員の給与は、その職歴などを勘案し別表 4 により理事長が決定する。
- ③ 再雇用者の賃金は年金受給額及び経験、勤務状況等を勘案し、0%～50%の範囲内の減額率で理事長が決定する。
- ④ 寮長の給与は資格、経験等を勘案し、理事長が決定する。

(昇格・昇給)

第 8 条 職員が、給与号俸の時点から 12 ヶ月を下らない期間勤務しその職務成績が良好の場合は、1 号俸から 4 号俸の間で昇級させることがある。

ただし、昇格、昇給（定期昇給含む）は満 55 歳になった年度の属する年度までとする。

- ② 昇給（定期昇給含む）は、予算の範囲内にて行う

(復職者の給与と支給調整)

第 9 条 休職者が復職する場合、同僚職員との給与の均衡が必要と認められるときは、これを調整することがある。

(給与の支給方法)

第 10 条 給与は、毎月額を支給する。

- ② 給与は、毎月 25 日に支給する。但し、その日が土、日曜日、または国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日に当たるときは、それぞれの前日に支給する。
(但し以下は、以後の条文に適用する。)
- ③ 新採用職員には、その日から給与を支給し、昇格その他の事由により給与に異動のあるものには、その日から新しく定めた給与を支給する。
- ④ 職員が離職したときは、その日までの給与を支給する。
- ⑤ 職員が死亡したときは、その日までの給与を支給する。
- ⑥ 職員が出産のために産前休暇、産後休暇を申し出た場合は、その期間の給与を支給する。但し、産後休暇終了時の給与額は、その月の産後休暇中の日数を基礎として、日数により計算する。
- ⑦ 職員が育児休業・介護休業を申し出た場合は、その期間の給与は支給しない。但し、育児休業・介護休業を開始した月、または終了した月は、その月の現日数から育児休業・介護休業の日数を差し引いた日数を基礎として、日数により計算する。
- ⑧ 第③項、または第④項により給与を支給する場合、その給与額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日数により計算する。

第 3 章 手 当

(扶養手当)

第 11 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- ② 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - 1 配偶者
 - 2 満 23 才未満の子、孫、及び弟妹
 - 3 満 60 才以上の父母及び祖父母
 - 4 心身障害者
- ③ 扶養手当の月額は、前項の第 1 号に該当する扶養親族については、6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族については、1 人につき 10,000 円、第 3 号以下の扶養親族については 1 人につき 6,500 円とする。
- ④ 扶養手当の支払いは、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（但し、これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日の属する月をもって終わる。但し、扶養手当の支給の開始については、届け出がこれに係わる事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月から行うものとし、給与の支給日より支給する。

(住居手当)

第 12 条 自分の居住するための住居（貸間を含む）を借り受け、家賃（使用料を含む）を支払っている職員には、次の各号に掲げる住居手当を支給する。

- ① 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員には、10,500 円を控除した額。

(100円未満の端数は切り捨て)

- ② 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員には、家賃の月額から、23,000円を控除した額の2分の1に12,500円を加算した額。

(100円未満の端数は切り捨て)

(最高支給限度額27,000円)

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、通勤距離が片道2km以上ある、次に掲げる職員に支給する。

- 1 交通機関を利用するもの。
- 2 通勤のために自転車、バイク、自動車などの交通用具を使用する者の通勤手当の額は、国家公務員規則を適用する。
- 3 自動車で通勤する者のうち、申し出のあった者には駐車場代を支給する。
但し、支給額の上限は5,000円で、上限に満たないときは実費を支給する。

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき1時間当たり支給額の100分の125(その勤務が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿直手当)

第16条 宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,000円を宿直手当として支給する。

(超過勤務手当などの支給)

第17条 前16条、前17条の規定による手当は、管理職手当を受けている者には支給しない。

- ② 前3条による手当は、給与支給方法に準じて、その月の分を翌月の給与支給日に支給に支給する。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日、12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という)にそれぞれ在籍する職員に対して、それぞれ6月25日、12月25日に支給する。なお、事業収入により減額する場合がある。

- ② 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき職員俸給(特殊業務手当を含む)及び扶養手当の月額合計額に6月25日に支給する場合においては、0.9、12月25日に支給する場合には、1.0を乗じて得た額に、基準日以前に3ヶ月以内(基準日が12月1日であるときは、6ヶ月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		支給率
基準日 6月1日の場合	基準日 12月1日の場合	
1ヶ月15日未満	3ヶ月未満	0.3
1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満	3ヶ月以上5ヶ月未満	0.6
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	5ヶ月以上6ヶ月未満	0.8
3ヶ月以上	6ヶ月以上	1.0

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月25日、12月25日に支給する。
 なお、事業収入により減額する場合がある。

② 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日において受けるべき給与（特殊業務手当を含む）及び扶養手当の月額合計額に6月25日に支給する場合は0.7、12月25日に支給する場合には0.7を乗じて得た額に基準日以前の6ヶ月以内の期間における、その者の勤務期間の区分に応じて、次の表に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	支 給 率
1ヶ月未満	0.4
1ヶ月以上2ヶ月未満	0.5
2ヶ月以上3ヶ月未満	0.6
3ヶ月以上4ヶ月未満	0.7
4ヶ月以上5ヶ月未満	0.8
5ヶ月以上6ヶ月未満	0.9
6ヶ月以上	1.0

(寒冷地手当)

第20条 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に準じて下記のとおり支給する。

② 寒冷地の区分は4級地とする。

③ 支給方法は、11月から翌年3月までの各月について、俸給支給日に支給する。

寒 冷 地 の 区 分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある 職員	その他の世帯主 である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

(資格手当)

第21条 次の資格所持者及び取得者に資格手当を支給する。支給は資格証明書等の提出のあった翌月からの支給とする。

但し、複数の資格を所持する者については、支給の上限を15,000円とする。

また、訪問介護員1級・2級及び介護職員基礎研修修了者が介護福祉士の資格を取得した場合は、介護福祉士手当のみの支給とする。

① 社会福祉士 5,000円

② 精神保健福祉士 5,000円

③ 管理栄養士	5,000円
④ 介護福祉士	5,000円
⑤ 公認心理師	5,000円
⑥ 介護支援専門員	3,000円
⑦ 訪問介護員1級・2級及び 介護職員基礎研修修了者	2,000円

(指導員手当)

第22条 指導員を担当する職員に月額25,000を支給する。

(相談員手当)

第23条 宿直業務を行っていた職員が相談員を担当する場合に、月額25,000円を支給する。

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(1時間当たりの給与額)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、職員俸給(特殊業務手当を含む)の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(この規程に定めのない事項について)

第26条 本規程に定めのない事案については、理事長に協議するものとする。

(付 則)

第27条 この規程は、平成11年4月1日から実施する。

平成13年4月1日 一部改正

平成15年3月14日 一部改正

平成15年5月22日 一部改正

平成16年3月10日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成21年2月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成26年6月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

令和5年3月9日 一部改正

施行 令和5年4月1日

別表（1）

職 員 給 料 表

別表（２）

標準職務基準表

	職務の級	職務基準	備考
職員給料表	9級～ 10級	重要かつ困難な業務を行う寮長の職務及び相当高度の知識経験を有し困難な業務	
	7級～ 8級	次長の職務及び相当高度の知識経験を有し困難な業務を行う事務長・課長の職務	
	5級～ 6級	事務長・課長の職務及び相当の知識経験を必要とする業務を行う係長、主任の職務	
	3級～ 4級	主任の職務及び相当の知識経験を必要とする業務を行う職務	
	1級～ 2級	指導員、事務員、看護婦、栄養士、寮母寮父、調理員、介助の職員の職務	

別表（３）

初任給基準表

	学歴	初任給	備考
職員給料表 (1)	大学卒	1級35号	国家公務員行政職俸給表に準ずる
	専門学校3年間	1級30号	〃
	専門学校2年間	1級25号	〃
	短大卒	1級25号	〃
	高校卒	1級21号	〃

別表（４）

前歴換算基準表

前歴	換算率
職員の職務と類似した職務に従事した期間及び、特殊な技術、経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務の経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間	$\frac{80}{100}$ 以下
技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務の経験が、職員としての職務に役立つと認められる期間	$\frac{50}{100}$ 以下
上記以外の期間	$\frac{30}{100}$ 以下
他の職員との均衡を著しく失う場合は調整するものとする	

別表（５）

１．自家用自動車等使用の場合

通勤距離	支給額
２ k m 以上 ５ k m 未満	２，０００円
５ k m 以上 １０ k m 未満	４，１００円
１０ k m 以上 １５ k m 未満	６，５００円
１５ k m 以上 ２０ k m 未満	８，９００円
２０ k m 以上 ２５ k m 未満	１１，３００円
２５ k m 以上 ３０ k m 未満	１３，７００円
３０ k m 以上 ３５ k m 未満	１６，１００円
３５ k m 以上 ４０ k m 未満	１８，５００円
４０ k m 以上 ４５ k m 未満	２０，９００円
４５ k m 以上 ５０ k m 未満	２１，８００円
５０ k m 以上 ５５ k m 未満	２２，７００円
５５ k m 以上 ６０ k m 未満	２３，６００円
６０ k m 以上	２４，５００円

２．交通機関の利用者

一ヶ月の定期券等の額により支給

ただし、一ヶ月の支給限度額は５５，０００円とする。